

議第84号

公の施設の使用料の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月25日

高島市長 今城克啓

公の施設の使用料の改正に伴う関係条例の整備等に関する条例

(高島市立学校使用料徴収条例の一部改正)

第1条 高島市立学校使用料徴収条例（平成17年高島市条例第115号）
の一部を次のように改正する。

別表グラウンド照明設備の部朽木西小学校の項に次のように加える。

高島中学校	全面	1時間	1, 200
-------	----	-----	--------

第2条 高島市立学校使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「500」を「600」に改め、同表グラウンドの項
中「700」を「800」に改め、同表格技室の部中「300」を「400」
に改め、同表グラウンド照明設備の部中「1, 300」を「1, 600」
に改め、同部今津北小学校の項中「700」を「1, 000」に改め
、同部安曇川中学校の項中「700」を「900」に改め、同部中「1,
100」を「1, 400」に、「1, 200」を「1, 600」に改める。

(高島市都市公園条例の一部改正)

第3条 高島市都市公園条例（平成17年高島市条例第255号）の一部を
次のように改正する。

別表第3中「400」を「600」に改める。

(高島市新旭森林スポーツ公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第4条 高島市新旭森林スポーツ公園の設置および管理に関する条例（平成
17年高島市条例第364号）の一部を次のように改正する。

別表球場の項中「2, 000」を「3, 000」に改め、同表多目的グ
ラウンドの項中「1, 100」を「1, 600」に改め、同表テニスコー
トの部中「600」を「800」に、「500」を「700」に改め、同
表照明設備の部中「7, 200」を「9, 100」に、「3, 600」を
「4, 600」に改め、同部テニスコートの項中「600」を「800」

に改め、同表放送設備の項中「300」を「400」に改め、同表スコアボードの項中「500」を「600」に改める。

(高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第365号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)高島B&G海洋センター施設使用料の表第1体育館の項中「1,000」を「1,300」に改め、同表第2体育館の項中「500」を「700」に改め、同表温水プール（浴室・採暖室を含む。）の部中「300」を「400」に、「600」を「700」に改め、同表ジムルーム（浴室を含む。）の部中「500」を「700」に改め、同表屋根付多目的広場の項中「400」を「500」に改め、同表屋根付多目的広場照明設備の項中「600」を「800」に改め、同表運動公園グラウンドの項中「1,000」を「1,200」に改め、同表運動公園グラウンド照明設備の部中「3,600」を「4,600」に、「2,400」を「3,000」に改める。

別表第2(2)温水プール・ジムルーム会員使用料の表中「11,000」を「14,000」に改める。

(高島市安曇川多目的グラウンドの設置および管理に関する条例の一部改正)

第6条 高島市安曇川多目的グラウンドの設置および管理に関する条例（平成18年高島市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表中「700」を「800」に改める。

(高島市健康の森梅ノ子運動公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第7条 高島市健康の森梅ノ子運動公園の設置および管理に関する条例（平成18年高島市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表多目的グラウンドの項中「1,000」を「1,200」に改め、同表多目的グラウンド照明設備の部中「3,600」を「4,600」に、「2,400」を「3,000」に改め、同表ゲートボール場の項中「400」を「500」に改め、同表芝広場の項中「2,000」を「2,200」に改め、同表テニスコートの項およびテニスコート照明設備の項中「600」を「800」に改め、同表相談室の項中「500」を「600」に改め、同表体力テスト室の項中「600」を「900」に改める。

(高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第8条 高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例（平成2

4年高島市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「2, 400」を「2, 600」に、「1, 200」を「1, 300」に、「600」を「800」に改める。

(高島市今津B&G海洋センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第9条 高島市今津B&G海洋センターの設置および管理に関する条例(平成24年高島市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表屋内温水プールの部中「300」を「400」に、「3, 000」を「4, 000」に、「3, 600」を「4, 800」に改め、同部上記以外の者の項中「600」を「700」に、「6, 000」を「7, 000」に、「7, 200」を「8, 400」に改める。

(高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第10条 高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例(平成24年高島市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「1, 800」を「2, 300」に改める。

(高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第11条 高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例(平成24年高島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表今津スタジアムの部中「3, 000」を「3, 200」に、「4, 600」を「4, 900」に、「8, 100」を「8, 700」に、「12, 200」を「13, 000」に、「13, 700」を「14, 600」に、「18, 200」を「19, 400」に、「34, 500」を「36, 800」に、「46, 600」を「49, 700」に、「71, 000」を「75, 700」に、「93, 300」を「99, 500」に、「135, 800」を「144, 900」に、「1, 500」を「1, 900」に改め、同部放送設備の項中「300」を「400」に改め、同部会議室の項中「200」を「300」に改め、同部中「26, 900」を「34, 100」に、「9, 000」を「11, 400」に、「5, 400」を「6, 800」に、「3, 600」を「4, 600」に改め、同表第1グラウンドの部中「1, 700」を「1, 800」に、「2, 200」を「2, 400」に改め、同表第1グラウンド照明設備の部中「2, 700」を「3, 400」に、「1, 800」を「2, 300」に、「900」を「1, 100」に改め、同表第2グラウンドの部中「3, 100」を「3, 300」に、「4, 100」を「4, 200」に改め、同表第3グラウンドの部中「2, 000」を「2, 100」に、「2, 600」を「2, 700」に改め、同表第4グラウンドの部中「1, 900」を「2,

000」に、「2, 500」を「2, 600」に改め、同表屋内ゲートボール場の項中「800」を「900」に改め、同表屋内ゲートボール場照明設備の項中「200」を「300」に改め、同表テニスコートの項およびテニスコート照明設備の項中「600」を「800」に改める。

(高島市マキノ林間スポーツセンターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第12条 高島市マキノ林間スポーツセンターの設置および管理に関する条例（平成25年高島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「500」を「700」に、「700」を「800」に改める。

(高島市体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第13条 高島市体育施設の設置および管理に関する条例（平成27年高島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第4に次のように加える。

横山農村広場照明設備	全灯	1時間	1, 200
------------	----	-----	--------

第14条 高島市体育施設の設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4マキノグラウンドの項中「700」を「800」に改め、同表マキノグラウンド照明設備の項中「1, 600」を「2, 100」に改め、同表マキノ屋内グラウンドの項中「400」を「600」に改め、同表マキノ屋内グラウンド照明設備の項中「300」を「400」に改め、同表今津勤労者体育センターの項および今津上体育館の項中「500」を「600」に改め、同表今津弘川運動公園の部中「400」を「600」に、「1, 000」を「1, 500」に改め、同表今津水泳プールの部中「100」を「200」に、「200」を「300」に、「300」を「400」に改め、同表中

「

新旭体育館	体育室	半面	1時間	500
	卓球場	全面	1時間	100
新旭体育館空調設備	体育室	全面	1時間	600
	卓球場	全面	1時間	200
新旭武道館		全面	1時間	300

」を

「

新旭体育館	体育室	半面	1時間	600
-------	-----	----	-----	-----

	卓球場	全面	1時間	200
	会議室	1室	1時間	100
新旭体育館空調設備	体育室	全面	1時間	600
	卓球場	全面	1時間	200
新旭武道館	武道場	全面	1時間	400
	和室	1室	1時間	100

」に

改め、同表安曇川総合体育館の部中「500」を「600」に、「200」を「300」に、「300」を「400」に改め、同表横山農村広場の項中「700」を「800」に改め、同表横山農村広場照明設備の項中「1, 200」を「1, 600」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条および第13条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例（第1条および第13条を除く。）による改正前のそれぞれの条例および廃止前の高島市勤労者余暇利用施設の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第233号。以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下これらを「新条例」という。）の相当規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の公布の日の前日までに、旧条例の規定によりなされたそれぞれの施設に係る使用承認の申請で、前項の規定によりその承認を受けたものとみなす場合の使用料については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。